

○経済産業省令第三十七号

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十一号）の施行に伴い、及び中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第七条第二項の規定に基づき、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

経済産業大臣 林 幹雄

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第七号及び第四条中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

様式第一を次のように改める。

様式第1

遺留分に関する民法の特例に係る確認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

郵便番号

住 所

氏 名

印

電話番号

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第7条第1項の確認を受けたいので、別紙その他の必要書類を添えて申請します。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。

3 法第7条第2項に掲げる書類各1通並びに申請書（別紙を含む。）の写しし及び法第7条第2項第1号の書面の写し各2通を添付する。

（別紙）

特	会社所在地	
	会社社名	
例	代表者氏名	
中	設立日	年 月 日
小	資本金の額又は 出資の総額（*）	円
業	株式上場又は店頭登 録の有無（*）	ア 株式を上場又は店頭登録している。 イ 株式を上場又は店頭登録していない。
	主たる事業内容（* ）	

総株主又は総社員 の議決権の数（*）	常時使用する 従業員の数（*）		人
	個	人	
旧 代 表 者	住 所		
氏 名			
代表権の有無（*）	あり / なし（退任日	年	月 日）
住 所			
氏 名			
電 話 番 号			
後 継 者	保 有 議 決 権 数 及 び 割 合 （*）		個（%）
	合意の対象とした株 式等を除いた保有議		個（%）

決権数及び割合（*)		
旧代表者との続柄		
後継者以外の推定相続人		目録記載のとおり。
合意日		年 月 日
合意の対象とした株式等を後継者に贈与した年月日又は期間		年 月 日 ～ 年 月 日
合意の内容 チェック欄	合意をした事項	添付書類
合意が特例中小企業者の経営の承継の円滑化を図るためにされたものであること。		

法第4条第1項第1号の規定による合意	左記合意の対象とした株式等に係る議決権の数		個	
法第4条第1項第2号の規定による合意	左記合意の対象とした株式等に係る議決権の数及び価額		個 円	
法第4条第3項の規定による合意				
法第5条の規定による合意				
法第6条の規定による合意				

(記載要領)

- 1 (*) の事項については、合意をした日における状況を記載すること。
- 2 「合意の内容」欄については、「合意をした事項の「チェック欄」に○印を記載し、「添付書類」には当該事項を確認できる書類及び該当箇所(例…合意書第●条)を記載すること。

後継者以外の推定相続人目録

住	所	
氏	名	
電	話 番 号	旧代表者との続柄

住	所	
氏	名	
電	話 番 号	旧代表者との続柄

住	所	
氏	名	

電 話 番 号		旧代表者との続柄	
---------	--	----------	--

住 所		旧代表者との続柄	
氏 名			
電 話 番 号			

住 所		旧代表者との続柄	
氏 名			
電 話 番 号			

附 則

この省令は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。